

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

### 企業間の連携

地域経済を支える事業および雇用を守るため、事業承継、M&A等の支援に取り組みます  
イノベーションの活性化、事業化を支援するため、事業性評価融資による資金供給に取り組みます。

### IT実装支援

地域のサプライチェーンの生産性向上を図るため、IT実装支援に係るコンサルティング業務に取り組みます。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労働費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書のひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

電子決済等の決済サービスの提供や信用補完サービスの提供を通じて、適正な資金決済インフラの提供を図ります。

取引先において不当な過重労働など労働安全法令違反が判明した場合は改善を求め、改善が図られない場合は取引関係の解消を図ります。

取引先に対して労働安全衛生認証の取得やメンタルヘルスを含めた健康経営の取組みを推奨し、取引時の考慮項目とします。

令和3年9月1日  
(令和4年10月1日更新)  
(令和5年6月23日代表者変更による更新)  
(令和6年4月1日代表者変更による更新)  
(令和6年8月1日更新)

株式会社 大東銀行  
取締役社長 鈴木 孝雄